

福知山市都市計画審議会委員の一般公募要領

1 公募の趣旨

福知山市都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置する法定審議会で、福知山市が定める土地利用に関することや道路・公園・下水道などの都市計画について、調査審議を行う機関です。

福知山市の将来の姿を決定する都市計画に市民の皆さまの意見を取り入れるため、福知山市都市計画審議会に参画いただける委員を募集します。

2 募集人員

2名以内（福知山市都市計画審議会条例に定める人数以内）

3 応募条件

次の①から⑤の条件をすべて満たすこと。

- ①福知山市内に住所を有していること
- ②まちづくりに関心があり、今後の都市計画の方向や施策について建設的な意見を述べることができること
- ③平日昼間に開催する会議に出席できること（年2回程度、各2時間程度）
- ④申込み締切日（令和7年7月31日）時点で18歳以上であること
- ⑤福知山市職員又は福知山市議会議員でないこと

4 任期

令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

5 報酬等

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支給します。

月額8,000円（所得税法第183条第1項により源泉徴収します。）

6 応募期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで（午後4時必着）

7 応募方法

次の①～⑦の内容を記載した申込書等を、下記応募先まで郵送又は持参でご提出ください。

①住所 ②氏名 ③年齢 ④職業 ⑤連絡先 ⑥応募動機 ⑦自己PR ⑧作文(800字以内)

※応募用紙はホームページからダウンロードできるほか、市役所4階都市・交通課で配布します。

8 作文

「福知山市の都市計画について思うこと」又は「未来に向けたまちづくりについて」から一つをテーマに選んで、800字以内で作文してください。様式は問いません。

9 選考

評価者（学識経験者（2名）及び建設交通部長）による書類の採点結果を参考に、市長が決定します。

選考結果は後日、応募者全員にお知らせします。

10 その他

- ・提出いただいた書類は返却できません。
- ・提出書類に記載された個人情報の取り扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- ・委員に選考された方の氏名は公表します。

11 応募先・問い合わせ

〒620-8501

福知山市字内記13番地の1

福知山市役所 4階 都市・交通課 計画指導係

電話：（0773）24-7051 FAX：（0773）23-6537

Eメール：toshikotsu■city.fukuchiyama.lg.jp

（■は@に変えてください。）